

1. 件名：高浜発電所 予防保全による計画的な点検・保守作業の実施について
2. 日時：令和2年3月5日 13時30分～13時45分
3. 場所：原子力規制庁 2階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門  
吉野企画調査官、小野上級原子炉解析専門官、東原子力規制専門員

関西電力株式会社 東京支社 技術グループ 担当

5. 要旨

- 関西電力株式会社から、高浜発電所3, 4号機※において、保安規定第89条第1項を適用して点検・保守を実施する予定である旨、提出資料に基づき説明があった。

【対象設備】

高浜発電所 予備変圧器保護リレー盤、予備変圧器しゃ断器

【作業内容】

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則改正に伴うバックフィット対策（高エネルギーアーク損傷対策）を実施するため、高浜発電所の予備変圧器を停電させ、対象設備の動作確認等を実施する。

【予定日時】

2020年3月18日 9:00～2020年3月19日 17:00

※高浜発電所1, 2号機については、当該作業期間中、予備変圧器に送電している高浜連絡線以外の外部電源からの受電は可能であることから、高浜発電所としての運転上の制限である「所要の非常用高圧母線に電力供給可能な外部電源1系列以上が動作可能であること」に満足する。

6. 提出資料

資料1：計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

以上